

報告骨子案（未定稿）

「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策

～配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップ～

前文

- 男女共同参画会議は、平成24年8月1日及び翌25年4月26日、当専門調査会の今後の調査方針として「配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップを行う。」と決定。「第3次男女共同参画基本計画」第9分野「2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」に基づき、フォローアップを実施。
- 25年6月、配偶者暴力防止法及びストーカー規制法の改正。当専門調査会では、配偶者暴力防止法に基づく基本方針の見直しを取り上げ。
- 交際相手からの暴力が社会的に問題となっており、また、痛ましい事件も生じていることに鑑み、今回の調査検討の重点は、保護命令制度、交際相手からの暴力への対応など被害者の安全の確保に関連する事項。

1 保護命令制度の適切な運用の実現

(1) 保護命令制度の在り方

- これまでの配偶者暴力防止法の改正時に、交際相手への対象の拡充及び緊急保護命令に関する議論がなされ、見送られた経緯を踏まえて検討、各見解提示。

<見解>

- ・ 交際相手への対象拡充に関して検討する上では、これまで改正を見送られた指摘との整合性をとることが必要で、単純に「交際」という概念で外縁を区切ることは相当とはいえず、何らかの要件の上乗せを検討すべきではないか。
- ・ 保護命令は、危険度を一番わかっている被害者が申立てをし、中立の機関が判断して、事前に危険な行為を規制するものであることから、交際相手からの暴力についても保護命令の対象を拡大する方向が考えられるのではないか。
- ・ 配偶者暴力防止法については、家族の法の枠組みとして家庭関係の問題が議論されてきたものであり、保護命令の法的性格は、家庭生活や生活圏にあることを前提として被害者の保護を図るものと考えられるのではないか。
- ・ 保護命令の検討に当たり考慮すべき事項として、その対象と時期の問題が考えられるが、ストーカー規制法に基づく制度では足りないのか、裁判所として審尋等の期日を経ずに発令された事例があるかなどを明らかにする必要があるのではないか。

(2) 保護命令制度の適切な運用の実現

第73回 <基本方針に盛り込む事項>

- 緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合、保護命令の発令要件の証明が可能などときは、被害者は、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するように、その事情を申し出ることができることに關する周知
- 配偶者暴力相談支援センターや都道府県警察等が参加する協議会等での検討
- 再度の申立てにおける保護命令の発令件数の記載

ア 改正法の施行に伴う措置

① 現状

- 基本方針の改正。ホームページ、通知、研修等による改正内容の周知。

② 方向性

- 「生活の本拠を共にする交際をする関係」の解釈運用について啓発、広報。
<例>保護命令手続における関係機関が定期的に情報交換する方法
職務関係者に対する研修の場において情報提供する方法

イ 保護命令の発令の適正・迅速な運用

① 現状

- 地方裁判所等では、保護命令手続やそれを取り巻く状況に関する研究会や協議会を実施。

② 方向性

- 審尋等の期日を経ない発令を要する事情の申し出について、被害者への周知。
- 保護命令手続における関係機関の協議会等の取組促進。協議会等の場で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を理由とする申立て、審尋の期日を経ない発令を要する事情の申し出、広域的な連携など、現場対応を想定し、相互の協力の在り方等を実践的に検討。

2 交際相手からの暴力への対応

第73回 <基本方針に盛り込む事項>

- 交際相手からの暴力に関する相談対応の促進、相談窓口の利用の周知
- 啓発活動への理解の促進
- 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象の明記

① 現状

- 若年層への教育啓発、予防啓発教材を活用した指導者のための研修を実施。
- 配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、法務局の人権相談等における対応。
- 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象拡充。

② 方向性

- 相談窓口の利用を周知、相談対応。支援措置についても情報提供。
- 教育関係者、若年層等に対して積極的に働き掛け。
＜例＞教育関係者、相談員と対象を区分して指導者研修を開催など

3 被害者の安全の確保

第73回 ＜基本方針に盛り込む事項＞

- 配偶者暴力相談支援センターと警察や近隣の地方公共団体との連携促進
- 加害者等に対し、被害者等に係る情報を提供することがないよう周知徹底
- 警察がとり得る各種措置の教示、被害者の意思決定の支援

① 現状

- 警察では、被害者等が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察の執り得る措置を図示して説明する手続を実施。重大な事件に発展する危険性の判断の参考にするため、危険性判断チェック票を導入。

② 方向性

- 保護命令が発令された場合、配偶者暴力相談支援センター、警察等の関係機関において、被害者の居場所や実情に関する情報の共有。
＜例＞被害者の新たな居場所を管轄する警察や地方公共団体との連携
近隣の市町村における広域対応
加害者が追跡する場合を想定して県境を越えた連携のシミュレーション
- 住民基本台帳の閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報について、加害者等に対し提供することがないよう周知徹底。
＜例＞当該情報に係る関係部局、教育委員会、年金事務所等の関係機関が協議会等の場に参加する方法
- 被害者を取り巻く危険性を見極めるため、相談員等に対する研修の充実。
- 被害者に対し、事案の危険性や執り得る措置の利用を分かりやすく説明。警察で導入した危険性判断チェック票については、被害者を取り巻く危険性の判断に資することを期待。
- 再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状の請求につき、被疑事実の要旨の記載に当たっては、被害者の氏名や住所の表記方法に配慮。

4 ストーカー行為等への厳正な対処等

① 現状

- 警察庁では、ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会を開催。

- 警察では、3・8のほか、ストーカ行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究を行うことを検討。
- 関係省庁では、ストーカ規制法の改正を踏まえたワークショップ、調査研究、研修の実施。

② 方向性

- ストーカ規制法及び配偶者暴力防止法の改正内容も含め、執り得る各種措置について、職務関係者への周知、研修の充実。
- 都道府県警察間及び警察署間の一層の連携のほか、地方公共団体との協力。
- 加害者心理も理解した上で取組を行うことが重要。警察の新たな調査研究の検討は緒についたところであり、一層の進展を期待。
- 当専門調査会としても、警察庁による有識者検討会の動向を注視。

5 被害者の保護・自立支援に関連する制度・施策の充実

第73回 <基本方針に盛り込む事項>

- 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置が外国人住民も対象となること
- 配偶者からの暴力及びストーカ行為等に加え、児童虐待及びこれらに準ずる行為も住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象となること
- 父又は母が保護命令を受けた児童についても児童扶養手当の支給が可能となること
- 在留資格の取消を行わない場合の具体例に「配偶者からの暴力を理由として、一時的に避難又は保護を必要としている場合」が該当すること
- 新たな生活困窮者支援制度の活用

① 現状

- 住民基本台帳の閲覧等の制限、国民年金、児童扶養手当及び在留資格に関し、制度・施策の充実。

② 方向性

- 引き続き、関係機関に対する制度・施策の周知。
- 女性の生活困難と社会的孤立の問題は切り離せないもの。新たな生活困窮者支援制度を始め関連する取組と連携した支援の充実。

6 配偶者暴力相談支援センター、関係機関等との連携協力

(1) 配偶者暴力相談支援センター

第73回 <基本方針に盛り込む事項>

- 実施時期等を工夫した研修の開催
- バリアフリー化の促進

○ 自立支援プログラムの策定

① 現状

- 自立支援プログラムを策定、実施。マニュアルを作成。
- 配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、婦人相談員による相談対応。

② 方向性

- 婦人相談員に関しては、非常勤であり、その専門性の確保と処遇が課題。
- 一時保護所に関しては、入所や援助に関して地域間格差などの課題があり、支援の基準を示す必要がある旨の見解。
- 基本方針では、一時保護期間に関し、入所者の状況に応じて柔軟な設定をすることが必要である旨規定。引き続き、基本方針に掲げる取組促進。

(2) 関係機関・民間団体等との連携協力

第73回 <基本方針に盛り込む事項>

- 被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築促進
- 民間団体との連携促進
- 協議会の参加機関の拡充

① 現状

- 都道府県基本計画、市町村基本計画の策定。
- 市町村の配偶者暴力相談支援センターでは、関係部局や関係機関の連携強化を通じ、ワンストップ・サービスの構築を推進。設置促進の手引の作成、周知。

② 方向性

- 被害者への対応については、地域間格差があることが課題。
- 被害者への切れ目のない支援を行うためには、市町村の関係機関が連携や役割分担し、被害者支援に係るワンストップ・サービスを推進。
 - ・ 市町村の配偶者暴力相談支援センターは、地域の生活再建支援の受け皿として、ワンストップ・サービスにより相談から自立支援に至るまでの一体的な仕組みであり、その設置を促進。
 - ・ 市町村の配偶者暴力相談支援センターに係る設置規定の強化も視野に入れた議論が考えられる旨の見解。
- 相談、保護、自立までの一貫した支援を効果的に行うためには、地域の民間団体の協力を得て、連携促進。

<例>同行支援や継続的相談などのサポートシステムの構築

7 児童、高齢者、障害者虐待への適切な対応

第73回 <基本方針に盛り込む事項>

- 虐待を受けた子どもやその家庭に対する市町村による援助
- 配偶者からの暴力等の被害者が高齢者又は障害者である場合の対応

① 現状

- 児童虐待防止法、児童福祉法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法がある。

② 方向性

- 被害者が抱える困難や課題の複合性に鑑みると、関係機関の連携協力が重要。高齢者虐待や障害者虐待と絡み合った事案では、関係法律による対応と市町村と十分な連携。

<例>関係法律に基づき、事案に応じ、市町村への通報

高齢者及び障害者虐待防止のためのネットワークとの連携協力

- 婦人相談所に一時保護されている子どもについては、心理的外傷を受けているか、子ども自身が暴力を受けているかなどを確認し、子どもの状況に応じ適切に対応。
- 児童相談所のほか、子どもやその家庭に対する援助については、市町村も役割を担っており、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関による情報共有や、必要に応じ母子保健サービスや子育て支援サービス等による援助が重要。

8 加害者への対応

第73回 <基本方針に盛り込む事項>

- 警察では、加害者心理を理解した上での取組を考えることが必要ではないか。
- 加害者更生については、調査の結果により判明した今度の対策や課題を盛り込む必要があるのではないか。
- 人権擁護委員や法務局職員については男性の相談対応があるので、加害者の問題も含めて研修する必要があるのではないか。

① 現状

- 警察における迅速な捜査、指導警告等の積極的な措置。
- 受刑者等や保護観察に付された者に対し、暴力事犯者に対するプログラムを検討、実施。
- 警察と保護観察所において、それぞれが把握した特異動向等の情報を共有する新たな仕組みを構築。

② 方向性

- 保護命令が発令されている場合などで加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為への自覚を促すなど、沈静化を図る観点からの対応にも配慮。引き続き、加害者心理を理解した上で、取組検討。
- 人権擁護委員、法務局職員等男性からの相談に対応する職務関係者に対して、

加害者の問題も含め、引き続き研修の充実。

9 その他

- 第3次計画第9分野2の事項ではないものの、調査検討における見解提示。